

水俣病の客観的評価法の成果の整理について

**令和5年1月20日
大臣官房環境保健部
特殊疾病対策室**

- **水俣病特措法第37条**は、政府は調査研究を行うこと、及びこのための手法の開発を図ることを規定している。

(参考) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）

(調査研究)

第37条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2 (略)

3 政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4 (略)

- 環境省としては、この規定も踏まえ、**脳磁計（MEG）及びMRI**を用いて、メチル水銀による脳への影響を客観的に評価するための手法の開発に取り組んできた。
- **令和4年12月16日**に、**国立水俣病総合研究センター（熊本県水俣市）**において、客観的評価法に関する研究成果の整理の報告会を開催した。

(参考) 令和2年12月及び令和3年11月にも、国立水俣病総合研究センターによる報告会を開催し、研究の進捗状況について説明した。

水俣病に関する客観的評価法の研究成果の整理について



令和4年12月16日「国立水俣病総合研究センターにおける水俣病研究の進展に関する報告会」

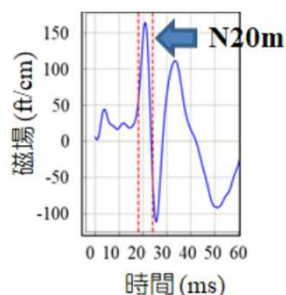
1. 客観的評価法（水俣病特措法第37条第3項）の研究成果

- 脳磁計と MRI を使って、メチル水銀による脳への影響を、ある程度客観的に評価できるようになった。
- 具体的には、脳磁計とMRIの組み合わせにより、水俣病認定患者のうち約 8 割でメチル水銀による影響の可能性を示す反応を検出（感度 8 割）。

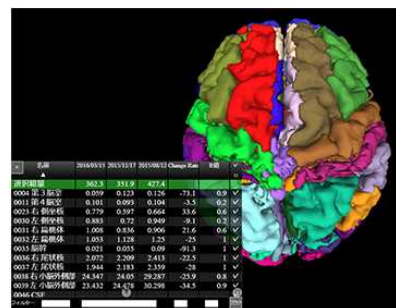
※ただし、健常者でも約 1 割で同様の反応を検出（特異度 9 割）。

- この結果、健康調査（第37条第1項）に活用できる可能性があると考え、評価法の精度として一定の段階には到達したものと整理。

<脳磁計 (MEG)>



<MRI>



2. 健康調査（同法第37条第1項）のあり方についての検討に移行

- この評価法等を活用した健康調査（第37条第1項）のあり方について、有識者の協力も得ながら検討を進める。